

専門人材育成・定着促進助成について

目的

キャリアパス導入の成果を評価することで、事業所における魅力ある職場づくりを一層推進し、介護職員の育成・定着を図ります。

補助対象事業所

訪問介護	短期入所療養介護	夜間対応型訪問介護	認知症対応型通所介護	介護福祉施設サービス
訪問入浴介護	通所リハビリテーション	小規模多機能型居宅介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	介護保健施設サービス
通所介護	特定施設入居者生活介護	看護小規模多機能型居宅介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	介護医療院サービス
短期入所生活介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型通所介護	介護療養施設サービス

(注1) 都内に所在する事業所とする。(注2) 国又は地方公共団体が設置する事業所(指定管理者が管理するものを含む)は除く。(注3) 介護保険法第72条の2の規定による共生型サービスは除く。(注4) 介護予防サービスも含む。

事業内容

※事業所が東京都のキャリアパス導入促進事業費補助を初めて受給した年度等に応じて、事業内容が異なります。

事業内容1

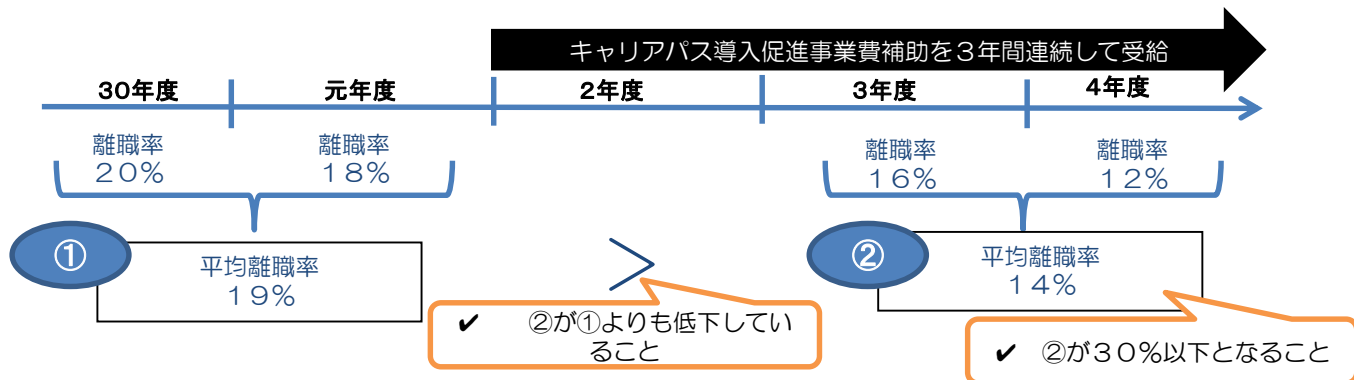
キャリアパス導入促進事業費補助を受給した初年度が、令和2年度だった事業所向けの内容

事業内容2

キャリアパス導入促進事業費補助を受給した初年度が令和元年度で、かつ令和4年度に専門人材育成・定着促進助成を受給した事業所向けの内容

事業内容1 <対象：令和2年度が補助受給初年度の事業所>

対象経費	<ul style="list-style-type: none"> キャリアパス導入促進事業費補助を受給した初年度(=令和2年度)から起算して、3年目(=令和4年度)にキャリアパス導入促進事業費補助の対象となったレベル認定者数に応じて助成(1事業所当たり) <ul style="list-style-type: none"> (1) 2人以下の場合 900千円 (2) 3人以上の場合 1,800千円
補助率	10/10
補助要件	<ol style="list-style-type: none"> キャリアパス導入促進事業費補助を3年間継続して受給していること。※ただし、初年度は令和2年度 上記1の初年度から起算して2年目と3年目の平均離職率が、キャリアパス導入促進事業費補助導入前2年間の平均離職率より低下していること。 上記1の初年度から起算して2年目と3年目の平均離職率が、<u>30%以下</u>となること。



Ⅱ Iのうち、該当年度における離職による雇用保険一般被保険者資格喪失数(*)

*離職による雇用保険一般被保険者資格喪失者数：ア定年退職による離職、イ重責解雇による離職、ウ役員昇格、労働者の個人的な事情による労働時間の短縮により雇用保険一般被保険者資格を喪失した者は含みません。

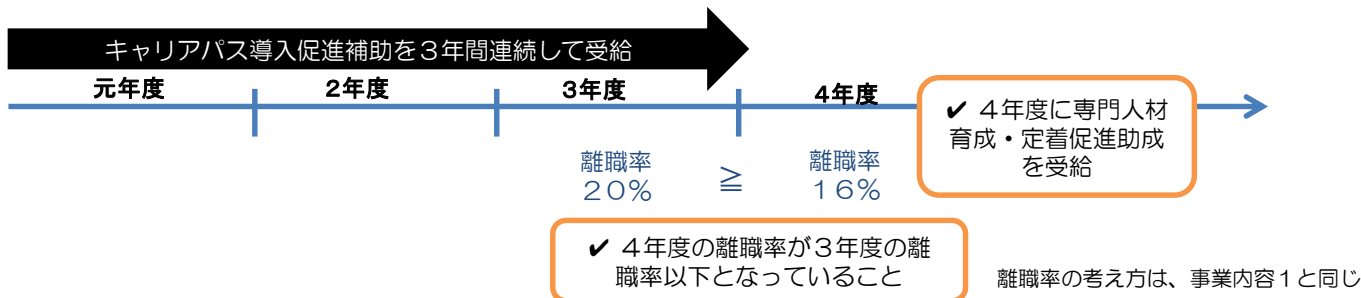
離職率＝

I 該当年度の4月1日における雇用保険一般被保険者のうち、介護職員数

裏面へ続きます

事業内容2 <対象：令和元年度が補助受給初年度の事業所>

対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度に専門人材育成・定着促進助成交付要綱にて適用した補助基準の額に応じて助成(1事業所当たり) (1) 令和4年度に専門人材育成・定着促進助成交付要綱にて適用した補助基準の額が、900千円の場合つまり、令和3年度にキャリアパス導入促進事業費補助の対象となったレベル認定者数が2人以下の場合 1,100千円 (2) 令和4年度に専門人材育成・定着促進助成交付要綱にて適用した補助基準の額が、1,800千円の場合つまり、令和3年度にキャリアパス導入促進事業費補助の対象となったレベル認定者が3人以上の場合 2,200千円
補助率	10/10
補助要件	<ul style="list-style-type: none"> ア 専門人材育成・定着促進助成交付要綱に基づき補助金を受給していること。 イ 令和4年度の離職率が、令和3年度の離職率以下になること。



よくあるご質問

次のケースの事業所は、対象になりますか？

- Q 1** X法人において、A事業所は、令和元年度を初年度として、令和3年度までキャリアパス導入促進事業費補助を3年間継続して受給し、離職率等改善しました。令和4年度、助成金の申請を失念しており、補助を受けていません。この場合には、X法人はA事業所について令和5年度に本助成金を申請できますか？

A 1

A事業所については、申請できません。
- Q 2** 上記Q1のX法人において、B事業所は、令和2年度から令和4年度までキャリアパス導入促進事業費補助を3年間継続して受給し、離職率等改善しました。この場合、X法人はB事業所について令和5年度に本助成金を申請できますか？

A 2

B事業所については、申請できます。
- Q 3** Y法人のC事業所は、令和2年度を初年度として、令和4年度までキャリアパス導入促進事業費補助を3年間継続して受給し、令和5年度、本案内記載の「事業内容1」に該当しています。令和5年度は本助成金を申請せず、来年度申請しようと思っておりますが、Y法人C事業所は令和6年度に「事業内容1」について本助成金を申請できますか？

A 3

C事業所が「1」を申請できるのは令和5年度限りです。令和6年度に申請することはできません。
※同様に、令和5年度に「2」を申請できる事業所は令和6年度「2」を申請することはできません。

申請方法

公益財団法人東京都福祉保健財団ホームページより申請書をダウンロードいただき、令和5年7月14日(金)までに下記提出先にご提出ください。(URL: <https://www.fukushizaidan.jp/206genbakaikaku/378senmonnjinzai/>)

なお、本案内に記載している以外にも補助条件があります。申請いただくに当たり、補助条件の詳細について東京都福祉保健財団のホームページに掲載している交付要綱等をご確認ください。

提出先・申請に関するお問合せ先

〒163-0719 東京都新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル19階
 公益財団法人東京都福祉保健財団 福祉情報部 福祉人材対策室 介護現場改革担当(補助金)
 電話：03-3344-8532